

苦情事例に学ぶ⁽⁶⁵⁾

監修 弁護士 三浦雅生

今回のテーマ・ツアー出発地の空港が「陸の孤島」となり、たどりつけない

西日本を中心とした記録的豪雨による災害につき、被災者、関係者の皆様に心よりお見舞い申しあげます。梅雨末期の大雨は例年の自然現象ではありますが、豪雨災害としては平成に入つて最悪という今回の被害に言葉を失うばかりです。被害拡大の報道と平行して、当室にも関連する相談電話が入ってきました。旅行とともに、複数件入ってきたのは、以下のような内容でした。



申し出内容はこうです

海外ツアーパーの参加を楽しみにしていたのに、「公共交通機関や道路通行止めで、当日集合会場所に行こうと努力したのに、ツアーの集合場所である空港に、たどりつけない（たどりつけなかつた）。海外ツアーパーに出発できなかつた」という申し出です。立地も含め具体的に説明しましょう。広島空港は、国内空港において、都市部と空港が離れていることでも知られています。空港の立地は、広島市内中心部から約50キロ離れた場所にあり、山陽自動車道のインターから約10分。空港リムジンバスを利用してもJR広島駅から所要45分です。空港からバスで15分の場所にある駅がJRでの最寄り駅（山陽本線）となるますが、広島駅にはこの駅までJRで所要45分です。

解決に向けての指針

〈取消料なしで取り消しきる事由にあたるのか？〉

今回の事例において、募集型企画旅行の集合・開始は、広島空港です。集合前の、旅行契約の範囲外及び内容に含まれない運送機関（JR、空港リムジンバス）のサービス提供中止が原因であつて、旅行契約の範囲及び内容の中で利用する運送機関のサービス提供中止が原因でお客様が旅行契約を解除したわけではありません。

取消料なしで取り消しができるのは、旅行契約の範囲である、旅行開始地の広島空港から先の運送機関の欠航の場合はあります。つまり、お客様の自宅から旅行出発地までの区間に關しては、お客様の主張される取消料免除の適用外となります。

つまりこのルートでも広島駅から1時間以上必要となります。

今回、豪雨により中国地方では高速道路が通行止め、新幹線、JR在来線の山陽本線も運休となっていました。空港リムジンバスは全面運休。一方、広島空港の滑走路は閉鎖されてしまはず、空港の機能は通常どおりで、海外LCC等、通常どおりに運航されている便もありました。

広島空港からの海外ツアーパーを申し込まれたお客様が、申込み時に受け取った書類には、「運送機関のサービス提供の中止により、旅行の安全な実施が不可能となり、又不可能となるおそれがきわめて大きいときには、旅行者は取消料を支払うことなく解除することができる」旨の記載があります（標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部16条第2項・旅行者の解除）。自分が出発空港にたどりつけなかつたのは移動のための交通手段がなくなつたためであり、取消料を取られることに納得がいかないといふ申し出です。

●最近多い苦情相談から

話は全く変わりますが、最近消費者から受ける苦情として、募集型企画旅行において、申込金を払っていないのに、取消料を請求されているという相談にしばしば接します。海外ツアーパーの出発日まで1ヶ月を切つてといふことで、旅行会社は申込金の入金チェックを怠つたのでしょうか。キャンセル待ちがOKになり連絡したのに、申込金をいただかずに今に至つて、お客様が今頃取り消しの意思表示をしたとの事例もありました。お客様側の対応にもトラブルの一因はありますが、いずれにしても申込金がないと契約は成立しておらず、よつて、取消料を請求できるはずがないのは、基本中の基本です。今一度、自身の会社の業務フローと実務担当者の業務の進捗をみて、申込金を正しいタイミングでお支払いいただっこができるか、遵法の観点からもご確認ください。

（鈴木）